

# 弁理士法施行規則の一部を改正する省令について

平成28年12月  
特 許 庁

## 1. 改正の背景

弁理士試験では、別の公的資格試験で同じ分野の科目の試験を受験し、合格した者等については、申請により、試験の一部（論文式筆記試験のうちの選択科目）が免除されることとしている（弁理士法第11条第6号及び弁理士法施行規則第6条）。

当該公的資格試験合格者のうち、情報処理技術者試験合格者であって、弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者については、選択科目の一つである情報分野の科目の免除を定めている<sup>1</sup>（弁理士法施行規則第6条第7号）。

他方、今般、平成28年通常国会で可決・成立した「サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第31号）」及びその関連省令<sup>2</sup>において、従来からの情報処理技術者試験に加えて、情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）が新たに設けられ、情報処理技術者試験の試験区分から情報セキュリティスペシャリスト試験が削除された<sup>3</sup>。

この改正に伴い、弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）に定める弁理士試験における論文式筆記試験（選択科目）の免除対象者について、規定の整備を行う必要がある。

## 2. 改正の概要

情報セキュリティスペシャリスト試験の後継の資格試験である支援士試験は、その試験レベル及び試験範囲が従来の情報セキュリティスペシャリスト試験と同じであることから、その合格者はこれまでの免除基準<sup>4</sup>を満たすこととなる。

このため、支援士試験合格者について、弁理士試験における論文式筆記試験（選択科目）の免除対象者に追加するための規定整備を行う。

なお、情報セキュリティスペシャリスト試験合格者を同免除対象者から外すことも必要となるが、これについては、別途、「弁理士法施行規則第6条第3号及び第7号の経済産業大臣が認める者を定める告示（平成21年経済産業省告示第3号）」の規定の整備を行う。

## 3. 公布日及び施行期日（告示改正と同日）

公布日：平成28年12月28日

施行期日：平成29年 1月 1日

<sup>1</sup> 「弁理士法施行規則第6条第3号及び第7号の経済産業大臣が認める者を定める告示」（平成21年1月7日経済産業省告示第3号）において、情報処理技術者試験合格者については、ITストラテジスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、応用情報技術者試験等の合格者を経済産業大臣が認める者として定めている。

<sup>2</sup> 情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令（平成28年経済産業省令第102号）

<sup>3</sup> 平成28年10月21日施行

<sup>4</sup> 論文式筆記試験の選択科目について、受験者が問われている知識及び応用能力を有していると認められる場合には、当該科目を免除することが適当であり、具体的には、以下の基準のいずれかを満たすかどうかによって判断することとする（平成12年6月 弁理士審査会試験制度部会報告より）。

① 受験者が公的資格試験で同じ科目の試験を受験し、合格していること

② 受験者が同じ分野の科目に関し、大学卒業レベルを超える知識及び応用能力を有していること